松本市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除の申請要件について

減免対象	要件					チェック欄
事業所	四賀・安曇・奈川地区において、新たに固定資産税の課税対象となる建物を新・増設 又は設備更新により機械装置を取得した青色申告書を提出する個人または法人					
業種及び施設 の使用方法	製造業、旅館業(下宿 における、それぞれの					
資 産	【 家 屋 】建物及びその付属施設のうち、直接事業の用に供する部分					
	【償却資産】機械及び装置のうち、直接事業の用に供するもの					
	【 土 地 】 令和3年4月1日以降に取得し、取得日の翌日から1年以内に建設を着手 した当該家屋の敷地部分(垂直投影部分)					
取得価額 の合計 (圧縮記帳後 の価額 (※3)	対象業種	個 人	法 人			
			資本金規模(※4)			
			5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超	
	製造業旅館業	500万円以上	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上	
	農林水産物等販売業 情報サービス業等	300万円以上	500万円以上			

- (※1)農林水産物等販売業とは、過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において、主に他の地域の者に販売することを目的とする事業
- (※2)情報サービス業等とは、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業、通信販売又は市場調査の業務に係る事業
- (※3)取得又は製作若しくは建設(建物等については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む) 土地代は、取得価額の判定には含みません。

圧縮記帳後の価額は、取得価額の要件で、課税免除は圧縮記帳前の取得価額で算定します。

(※4)資本金等の規模が5,000万円超の事業者は、新・増設に限ります。ただし、既存設備の取換え又は更新により、生産能力等が概ね 30%以上増加した場合は、増加した部分を課税免除の対象として算定します。

要件に該当している場合は、「固定資産税課税免除申請書」に、次の書類を添えて提出してください。

+日 山 ⇒米五 ◎←			資産の種類		
提出書類一覧		家屋	償却		
産業振興機械等の取得等に係る確認申請書の写し(注1)	0	0	0		
課税免除対象資産の全部事項証明書(登記簿)	0	0			
法人の履歴事項証明書(法人登記簿) ※個人事業主の場合は提出不要	0	0	0		
償却資産申告書(既に提出済みの場合は提出不要)			0		
青色申告及び減価償却資産であることが分かるもの 【個人】確定申告書B第1表の写し及び添付の青色決算書の写し 【法人】法人税申告書別表1(1)の写し、法人税法施行規則別表16の(1)(2)及び付表の写し	0	0	0		
特別償却を受けていない場合は、その理由書(任意様式)		0	0		
事業所全体の平面図(土地購入の場合は家屋の位置図、償却資産の配置図)	0	0	0		
取得価額が分かるもの(売買契約書、工事請負契約書、納品書 など)	0	0	0		
旅館業の場合は、旅館業法第3条第1項の規定による許可証の写し		0	0		
資本金規模が5,000万円を超える法人で、既存設備の取替え又は更新により特別償却設備を設置した場合は、生産能力等が概ね30%以上増加していることが分かるもの(取扱説明書、仕様書 など)			0		

(注1)固定資産税の課税免除を受けるには、対象業種であることが確認できる、「産業振興機械等の取得等に係る確認申請書」の写しが必要です。この申請書の受付は商工課となりますので、課税免除の申請前にお問い合わせください。

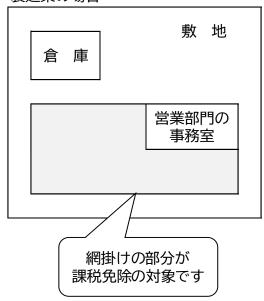
※2年目からは、「固定資産税課税免除申請書」のみ提出してください(課税免除対象資産に変更等がない場合)。

※申告内容等によっては、この表にない提出書類が必要な場合があります。

建物

- ・事業の用に供されている部分が免除対象です
- ・営業部門等製造に関係のない部分は免除対象 外です。

製造業の場合



土 地

- ・取得の日の翌日から起算して1年以内に建物 の建設の着手があった場合に限ります。
- ・事業の用に供されている部分で、対象の建物 の垂直投影部分に限ります。

